

定年退職のお手続き (社会保険編・2019年度版)

* 定年を機に会社をご退職し、次のお仕事を探される方を想定しています

1. 健康保険

2. 厚生年金保険

3. 雇用保険

社名

1. 健康保険

《定年前》

健康保険

《定年後》

健康保険（任意継続）

特徴	内容
被扶養者（家族健康保険証）	これまでのとおり一緒に加入します（発行されます）
窓口負担	3割（ご本人・ご家族とも）
期間	2年間
保険料	定年時の保険料の2倍と*約34,560円のどちらか低い方

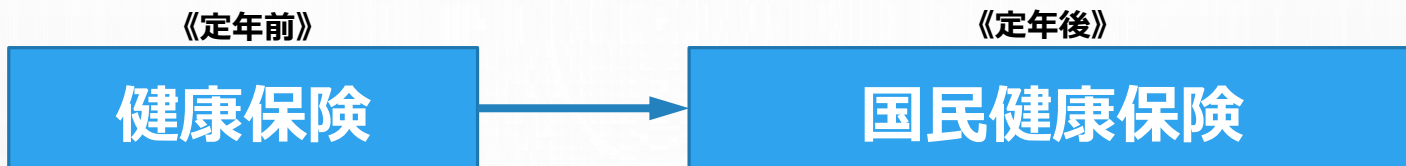
*介護保険料を含みます

お手続きの手順

- 1 定年退職日翌日になったら健康保険証（ご家族の分を含みます）をご返却下さい
- 2 定年退職日の翌日から**20日以内**に、全国健康保険協会 埼玉支部に届くように、次の書類を郵送して下さい
①任意継続被保険者資格取得申出書 ②*所得証明書（ご家族を被扶養者とする場合）

*親等が大きく（妻、子、親以外の場合など）になると、その他書類を求められる場合があります。詳しくは、埼玉支部までお問合せ下さい。

1. 健康保険



特徴	内容
被扶養者（家族健康保険証）	ご本人と別々に加入します
窓口負担	3割（ご本人・ご家族とも）
期間	75才まで
保険料	前年の収入額などによって決まります

お手続きの手順

1	市区町村役場の国民健康保険課などで、保険料がいくらになるか確認して下さい（任意継続よりお安くなる場合は、国民健康保険に加入されることをおすすめします）
2	定年退職日の翌日になったら健康保険証（ご家族の分を含みます）をご返却下さい
3	定年退職日の翌日から14日以内に、次の書類を持参して、お住いの市区町村役場でお手続き ①*健康保険・厚生年金保険資格喪失連絡票

*会社から発行されますので、必要な場合は、お知らせ下さい。

2. 厚生年金保険

<男性>

	60	61	62	63	64	65
昭和28年4月1日生以前	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日		報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日			報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日				報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日					報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36年4月2日～						老齢厚生年金 老齢基礎年金

<女性>

	60	61	62	63	64	65
昭和33年4月1日生以前	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和33年4月2日～昭和35年4月1日		報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和35年4月2日～昭和37年4月1日			報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日				報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日					報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和41年4月2日～						老齢厚生年金 老齢基礎年金

2. 厚生年金保険

	自分で請求する	お近くの信用金庫などで請求してもらう
1	支給開始年齢のお誕生日の3か月前くらいに、請求書類一式が送られてきます	
2	請求方法やその他の提出書類などを確認して下さい	年金相談会などに参加する
3	年金請求書を作成し、その他書類を取り寄せて下さい	口座を作って、あとはお任せになります
4	お誕生日の前日になったら、お近くの年金事務所に請求して下さい	
5	年金証書が届きます	
6	支給が開始されます（請求してから2～3ヶ月後）	

※お誕生日（前日から可）になりましたら、なるべく早くお手続きをお願いします

※年金は、偶数月（2.4.6.8.10.12月）にその前月分までが支給されます

2. 厚生年金保険

定年の時に、配偶者が60歳未満の場合

《定年前》



国民年金
(第2号被保険者)



国民年金
(第3号被保険者)



《定年後》



国民年金
(第2号被保険者)



国民年金
(第1号被保険者)

※保険料をお支払いする必要があります

※ご自身で、定年退職日の翌日から14日以内に
市区町村役場の国民年金課などで種別変更届
を提出して下さい

3. 雇用保険

定年退職日

離職票を受け取る

10日程で、会社から離職票や説明書などが郵送されます

ハローワークに行く

“定年退職後も働きたいんです”と言って、求職の申込みをして下さい

待機期間終了

実際に失業しているかどうかを確認する期間です。特に手続きはありません

説明会

指定された日時で説明会に参加して下さい

失業の認定日

失業の認定を受けて、基本手当が支払われます

失業の認定日

上と同じ

給付日数になるまで、失業の認定を受けて、基本手当が支払われます

ご定年直後のだいたいのスケジュール

1日目（定年退職日の翌日）

- 全国健康保険協会 埼玉支部に、健康保険の任意継続のための書類一式を郵送します

2日目

- または、市町村役場で、国民健康保険の手続きをします
同時に、配偶者が60歳未満の場合は、国民年金のお手続きをします

3 "

4 "

5 "

6 "

7 "

- この頃に、雇用保険の離職票などの書類一式が会社から郵送されます

8 "

9 "

- 雇用保険を受けるために、写真などの準備をして、ハローワークに行きます

10 "



以上